

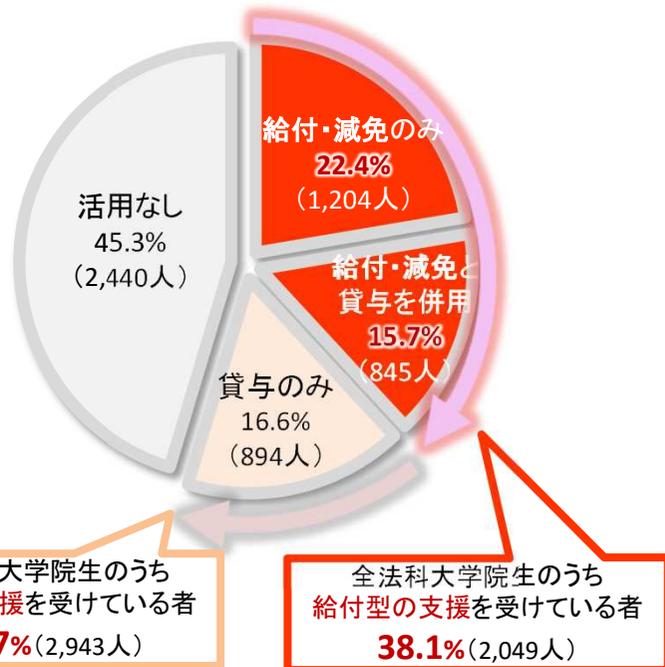
# 経済的支援の充実

- 法科大学院の授業料(年額)は国立で80.4万円、私立で約109.5万円(※1)となっており、こうした経済的負担軽減のため、日本学生支援機構による奨学金に加え、各大学において多様な奨学金・授業料減免制度が設けられている。
- 法科大学院生が活用している経済的支援の約6割は**各大学独自の制度**によるものとなっている。
- **約4割**の法科大学院生が各大学が独自に設けている**給付型の支援**(※2)を受けている。
- 日本学生支援機構における奨学金のうち、**有利子奨学金の場合、貸与月額は法科大学院の場合最大で22万円、その他の学生の場合15万円**となっている。

※1 平成29年度入学者選抜を行っている大学の実績を基に試算

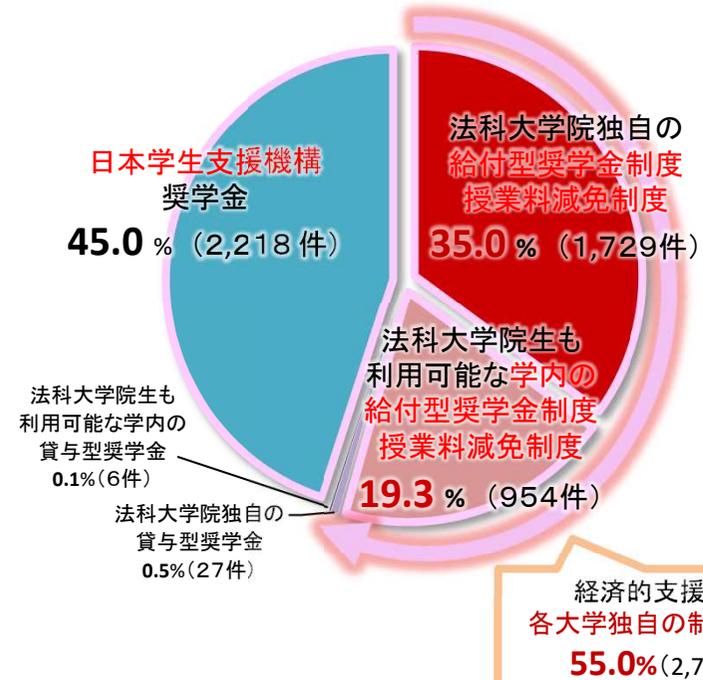
※2 給付型の支援…給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院生における  
奨学金等の活用割合(平成28年度)



法科大学院生：5,383人(平成28年度在籍者総数)

法科大学院生が活用している  
経済的支援の内訳(平成28年度)



総利用件数：4,934件

※ 複数の経済的支援を受けている学生が含まれる

# 各大学における経済的支援について

- **大半(86%)の法科大学院が独自の給付型の支援制度**を設けている。
- 大学全体としての制度を含めると、**全ての法科大学院(59校)**において**給付型の支援制度**が設けられている。

※ 給付型の支援… 給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

## 法科大学院独自の経済的支援制度 (51校/59校中)

- うち給付型奨学金を設けている(i) **41校(約69%)**
- うち減免制度を設けている(ii) **21校(約36%)**
- うち貸与型(無利子)制度を設けている 8校(約14%)
- うち貸与型(有利子)制度を設けている 2校(約3%)

※ 複数の経済的支援制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は51校とはならない。



### (i) 法科大学院独自の給付型奨学金 (41校)

・法科大学院全体の約3割にあたる**16校が100万円以上(年間授業料相当額)を給付**する制度を設けている。

<b>100万円以上</b>	<b>16 校</b>
50万円以上100万円未満	30 校
30万円以上 50万円未満	25 校
10万円以上 30万円未満	9 校
10万円未満 (年額)	2 校

※ 複数の給付型奨学金を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は41校とはならない。

### (ii) 法科大学院独自の減免制度 (21校)

・法科大学院全体の約3割にあたる**20校が授業料全額を減免**する制度を設けている。

入学金	6 校
<b>授業料全額</b>	<b>20 校</b>
授業料半額 (半期分含む)	8 校
授業料半額以下	3 校
その他 (施設費のみ等)	8 校

※ 複数の減免制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は21校とはならない。

(文部科学省調査)

# 日本学生支援機構による奨学金

	無利子奨学金	有利子奨学金
学力基準 (大学の推薦による)	成績が特に優れた学生	学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生
家計基準 配偶者の収入を含む 本人の収入金額合計 (※1)	299万円以下 (389万円以下※2)	536万円以下
平均貸与額 (年間)	96万円 月額5・8.8万円から選択	159万円 月額5・8・10・13・15・19・22万円から選択 <b>(19・22万円は法科大学院生のみ)</b>
返還期間	最長20年間 卒業後低収入(給与所得の場合300万円以下)の場合は返還期限を猶予	
貸与人員	無利子奨学金と有利子奨学金の併用貸与: 500人 無利子奨学金のみ貸与: 1,377人 有利子奨学金のみ貸与: 186人	
その他	<b>【成績優秀者の返還免除制度】</b> ・ 貸与終了者のうち <b>3割が対象</b> ・ 法科大学院生で免除対象となった者: <b>368人</b> (平成27年度)	<b>【入学時特別増額貸与奨学金】</b> 入学直後の貸与月額に増額可能 (10・20・30・40・50万円から学生が選択)

(平成27年度実績)

※1「本人の収入」… 定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額

**貸与基準を満たす希望者全員に貸与**

※2 特別な事情がある等により認められる場合